## 個人からの寄付の税制上の優遇措置について

社会福祉法人マハヤナ学園へのご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として寄付金控除を受けることができます。

個人のご寄付の場合、「所得控除」か「税額控除」のどちらか有利な方を選択していただく ことになります。

# ① 所得控除

寄付金額(所得の40%が上限)から2,000円を差し引いた額を所得から控除できます。

## ② 税額控除

寄付金額から 2,000 円を差し引いた額の 40%を所得税額から控除できます。(所得税額の 25%が上限)

※税額控除を希望される場合、確定申告に際して当法人発行の領収書に加え、証明書の添付が必要となります。

#### 住民税の寄付金控除

条例により、住民税についても寄付金控除が受けられます。

寄付金額(所得の 30%が上限)から 2,000 円を差し引いた額の 10%相当額を住民税額から 控除できます。

※住民税額控除に係る条例指定対象寄附金に該当するかについては、住所地の市区町村に ご照会ください。

#### ●所得控除と税額控除の比較目安表

所得金額 (所得税率)	寄付金額	1万円	5万円	10万円	100万円
1,900,000円	所得控除	400円	2,400円	4,900円	37,900円
5%	税額控除	3,200円	19,200円	23,700円	23,700円
3,000,000円	所得控除	800円	4,800円	9,800円	99,800円
10%	税額控除	3,200円	19,200円	39,200円	75,000円
5,000,000円	所得控除	1,600円	9,600円	19,600円	199,600円
20%	税額控除	3,200円	19,200円	39,200円	250,000円
10,000,000円	所得控除	2,600円	15,800円	32,300円	329,300円
33%	税額控除	3,200円	19,200円	39,200円	399,200円
20,000,000円	所得控除	3,200円	19,200円	39,200円	399,200円
40%	税額控除	3,200円	19,200円	39,200円	399,200円

※給与所得者の所得金額=年収-給与所得控除-所得控除(扶養控除、生命保険料控除など)